



条 例 改 正 新 旧 対 照 表

令和8年2月3日

丹 波 篠 山 市

目 次

議案第 3 号	丹波篠山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	1
議案第 4 号	丹波篠山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	3 1
議案第 5 号	丹波篠山市基金条例の一部を改正する条例	3 2
議案第 7 号	丹波篠山市公の施設使用料条例の一部を改正する条例	3 3
議案第 8 号	丹波篠山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	3 5
議案第 9 号	丹波篠山市営駐車場条例の一部を改正する条例	4 4
議案第 1 0 号	丹波篠山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例	4 8
議案第 1 1 号	丹波篠山市火災予防条例の一部を改正する条例	5 0
議案第 1 2 号	丹波篠山市基金条例の一部を改正する条例	5 3
議案第 1 3 号	篠山チルドレンズミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	5 5
議案第 1 4 号	丹波篠山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	5 7
議案第 1 7 号	丹波篠山市保育所条例及び丹波篠山市立認定こども園条例の一部を改正する条例	6 0
議案第 1 8 号	丹波篠山市おとわの森子育てママフィールドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	6 2
議案第 1 9 号	丹波篠山市立歴史美術館条例等の一部を改正する条例	6 5

丹波篠山市職員の給与に関する条例新旧対照表（第1条関係）

現行	改正案
<p>(通勤手当)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（第17条の3第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。）にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道2キロメートル以上3キロメートル未満である職員 2,500円</p> <p>イ 使用距離が片道3キロメートル以上4キロメートル未満である職員 3,400円</p> <p>ウ 使用距離が片道4キロメートル以上5キロメートル未満である職員 4,300円</p> <p>エ 使用距離が片道5キロメートル以上7キロメートル未満である職員 5,200円</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（第17条の3第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。）にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道2キロメートル以上3キロメートル未満である職員 2,500円</p> <p>イ 使用距離が片道3キロメートル以上4キロメートル未満である職員 3,400円</p> <p>ウ 使用距離が片道4キロメートル以上5キロメートル未満である職員 4,300円</p> <p>エ 使用距離が片道5キロメートル以上7キロメートル未満である職員 5,200円</p>

オ 使用距離が片道7キロメートル以上10キロメートル未満である職員 6,600円

カ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 8,000円

キ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円

ク 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円

ケ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円

コ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円

サ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円

シ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円

ス 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円

セ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円

ソ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円

タ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,6

オ 使用距離が片道7キロメートル以上10キロメートル未満である職員 6,600円

カ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 8,200円

キ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,400円

ク 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 13,500円

ケ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 16,600円

コ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 19,700円

サ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 22,800円

シ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 25,900円

ス 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 29,100円

セ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 32,300円

ソ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 35,500円

タ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38,7

00円

(期末手当)

第27条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の70」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第28条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在 (退

00円

(期末手当)

第27条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の125を、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第28条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在 (退

職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第9項第3号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第9項第3号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の105を、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の50を、12月に支給する場合には100分の52.5を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

行政職給料表新旧対照表

現行									改正案								
別表第1(第7条関係) 行政職給料表									別表第1(第7条関係) 行政職給料表								
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900	
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100	
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900	
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700	
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500	
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100	
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700	
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300	
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900	
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600	
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400	
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800	
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500	
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000	
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400	
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800	
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200	
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600	
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900	
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200	
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500	
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800	
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100	
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400	
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700	
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000	
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700		46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100		

47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	
86	256,000	297,100	346,000	386,400		
87	256,300	297,400	346,400	386,700		
88	256,600	297,700	346,800	387,000		
89	256,900	298,000	347,000	387,300		
90	257,200	298,300	347,400	387,600		
91	257,500	298,600	347,800	387,900		
92	257,800	299,000	348,200	388,200		
93	258,100	299,200	348,400	388,500		
94		299,400	348,800	388,800		
95		299,700	349,200	389,100		
96		300,100	349,500	389,400		
97		300,300	349,800	389,700		
98		300,600	350,200	390,000		
99		301,000	350,600	390,300		

47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300	
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600	
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800	
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000	
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300	
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600	
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800	
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000	
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300	
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600	
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800	
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000	
86	266,200	305,800	355,700	396,800		
87	266,500	306,100	356,100	397,100		
88	266,800	306,400	356,500	397,400		
89	267,100	306,700	356,700	397,700		
90	267,400	307,000	357,100	398,000		
91	267,700	307,300	357,500	398,300		
92	268,000	307,600	357,900	398,600		
93	268,300	307,800	358,100	398,900		
94		308,000	358,400	399,200		
95		308,300	358,800	399,500		
96		308,700	359,100	399,800		
97		308,900	359,400	400,100		
98		309,200	359,800	400,400		
99		309,500	360,200	400,700		

100			301,400	351,000	390,600		
101			301,600	351,500	390,900		
102			301,900	351,900	391,200		
103			302,200	352,300	391,500		
104			302,500	352,700	391,800		
105			302,700	353,200	392,100		
106			303,000	353,600			
107			303,300	353,900			
108			303,600	354,200			
109			303,800	354,700			
110			304,200				
111			304,600				
112			304,900				
113			305,100				
114			305,300				
115			305,600				
116			306,000				
117			306,200				
118			306,400				
119			306,700				
120			307,000				
121			307,400				
122			307,600				
123			307,900				
124			308,200				
125			308,500				
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額
		円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

100			309,900	360,600	401,000		
101			310,100	361,100	401,300		
102			310,400	361,500	401,600		
103			310,700	361,900	401,900		
104			311,000	362,300	402,200		
105			311,200	362,800	402,500		
106			311,500	363,200			
107			311,800	363,500			
108			312,100	363,800			
109			312,300	364,200			
110			312,600				
111			313,000				
112			313,300				
113			313,500				
114			313,700				
115			314,000				
116			314,400				
117			314,600				
118			314,800				
119			315,100				
120			315,400				
121			315,700				
122			315,900				
123			316,200				
124			316,500				
125			316,800				
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額
		円	円	円	円	円	円
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

医療職給料表新旧対照表

現行					改正案				
別表第2(第7条関係) 医療職給料表					別表第2(第7条関係) 医療職給料表				
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額		号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職 員以外の職員		円	円	円	定年前再任用 短時間勤務職 員以外の職員		円	円	円
	1	291,400	400,300	455,100		1	305,600	415,600	470,300
	2	293,700	403,000	457,100		2	307,900	418,300	472,300
	3	296,000	405,600	459,000		3	310,200	420,900	474,200
	4	298,200	408,100	460,900		4	312,400	423,300	476,100
	5	300,300	410,500	462,300		5	314,500	425,600	477,500
	6	303,800	412,700	464,100		6	318,000	427,800	479,200
	7	307,300	414,800	465,900		7	321,500	429,800	481,000
	8	310,700	416,900	467,700		8	324,900	431,900	482,800
	9	314,100	419,000	469,500		9	328,300	434,000	484,600
	10	317,600	420,500	471,300		10	331,800	435,500	486,300
	11	321,000	422,000	473,100		11	335,200	437,000	488,100
	12	324,400	423,500	474,900		12	338,600	438,500	489,900
	13	327,800	424,900	476,700		13	342,000	439,900	491,700
	14	331,300	426,400	478,500		14	345,500	441,300	493,400
	15	334,700	427,900	480,300		15	348,900	442,800	495,200
	16	338,100	429,300	482,100		16	352,300	444,200	497,000
	17	341,500	430,700	483,900		17	355,700	445,500	498,800
	18	344,600	432,200	485,800		18	358,800	447,000	500,700
	19	347,700	433,700	487,700		19	362,000	448,400	502,600
	20	350,800	435,100	489,600		20	365,200	449,800	504,500
	21	354,000	436,500	491,500		21	368,500	451,100	506,400
	22	357,100	438,000	493,200		22	371,600	452,600	508,100
	23	360,200	439,500	495,000		23	374,700	454,000	509,900
	24	363,200	440,900	496,800		24	377,700	455,400	511,700
	25	366,200	442,300	498,400		25	380,800	456,800	513,300
	26	368,500	443,700	500,200		26	383,100	458,200	515,100
	27	370,800	445,100	502,000		27	385,400	459,500	516,900
	28	373,000	446,500	503,600		28	387,600	460,900	518,400
	29	374,900	447,900	505,000		29	389,500	462,300	519,800
	30	376,600	449,300	506,700		30	391,200	463,600	521,500
	31	378,300	450,700	508,500		31	392,900	465,000	523,300
	32	380,100	452,100	510,200		32	394,700	466,400	525,000
33	381,900	453,500	511,700	33	396,400	467,700	526,500		

<u>34</u>	<u>383,700</u>	<u>454,900</u>	<u>513,000</u>	<u>34</u>	<u>398,200</u>	<u>469,100</u>	<u>527,800</u>
<u>35</u>	<u>385,300</u>	<u>456,300</u>	<u>514,300</u>	<u>35</u>	<u>399,800</u>	<u>470,400</u>	<u>529,100</u>
<u>36</u>	<u>386,700</u>	<u>457,700</u>	<u>515,600</u>	<u>36</u>	<u>401,100</u>	<u>471,800</u>	<u>530,400</u>
<u>37</u>	<u>388,100</u>	<u>459,100</u>	<u>516,600</u>	<u>37</u>	<u>402,500</u>	<u>473,200</u>	<u>531,400</u>
<u>38</u>	<u>389,600</u>	<u>460,800</u>	<u>517,900</u>	<u>38</u>	<u>403,900</u>	<u>474,900</u>	<u>532,700</u>
<u>39</u>	<u>391,100</u>	<u>462,400</u>	<u>519,200</u>	<u>39</u>	<u>405,300</u>	<u>476,500</u>	<u>534,000</u>
<u>40</u>	<u>392,600</u>	<u>464,000</u>	<u>520,500</u>	<u>40</u>	<u>406,700</u>	<u>478,000</u>	<u>535,300</u>
<u>41</u>	<u>394,100</u>	<u>465,600</u>	<u>521,500</u>	<u>41</u>	<u>408,200</u>	<u>479,600</u>	<u>536,300</u>
<u>42</u>	<u>394,800</u>	<u>466,800</u>	<u>522,300</u>	<u>42</u>	<u>408,900</u>	<u>480,800</u>	<u>537,100</u>
<u>43</u>	<u>395,400</u>	<u>468,000</u>	<u>523,100</u>	<u>43</u>	<u>409,500</u>	<u>481,900</u>	<u>537,900</u>
<u>44</u>	<u>396,100</u>	<u>469,100</u>	<u>523,900</u>	<u>44</u>	<u>410,100</u>	<u>483,000</u>	<u>538,700</u>
<u>45</u>	<u>397,000</u>	<u>470,100</u>	<u>524,800</u>	<u>45</u>	<u>410,900</u>	<u>484,000</u>	<u>539,600</u>
<u>46</u>	<u>397,600</u>	<u>471,100</u>	<u>525,600</u>	<u>46</u>	<u>411,500</u>	<u>484,900</u>	<u>540,400</u>
<u>47</u>	<u>398,200</u>	<u>472,000</u>	<u>526,400</u>	<u>47</u>	<u>412,100</u>	<u>485,800</u>	<u>541,200</u>
<u>48</u>	<u>398,800</u>	<u>472,800</u>	<u>527,100</u>	<u>48</u>	<u>412,600</u>	<u>486,600</u>	<u>541,900</u>
<u>49</u>	<u>399,400</u>	<u>473,500</u>	<u>527,900</u>	<u>49</u>	<u>413,100</u>	<u>487,300</u>	<u>542,700</u>
<u>50</u>	<u>399,900</u>	<u>474,200</u>	<u>528,700</u>	<u>50</u>	<u>413,500</u>	<u>488,000</u>	<u>543,500</u>
<u>51</u>	<u>400,400</u>	<u>474,900</u>	<u>529,400</u>	<u>51</u>	<u>414,000</u>	<u>488,700</u>	<u>544,200</u>
<u>52</u>	<u>400,900</u>	<u>475,500</u>	<u>530,300</u>	<u>52</u>	<u>414,400</u>	<u>489,300</u>	<u>545,100</u>
<u>53</u>	<u>401,400</u>	<u>476,200</u>	<u>531,200</u>	<u>53</u>	<u>414,800</u>	<u>489,900</u>	<u>546,000</u>
<u>54</u>	<u>401,800</u>	<u>476,900</u>	<u>532,000</u>	<u>54</u>	<u>415,100</u>	<u>490,600</u>	<u>546,800</u>
<u>55</u>	<u>402,200</u>	<u>477,500</u>	<u>532,900</u>	<u>55</u>	<u>415,400</u>	<u>491,200</u>	<u>547,700</u>
<u>56</u>	<u>402,600</u>	<u>478,100</u>	<u>533,800</u>	<u>56</u>	<u>415,800</u>	<u>491,800</u>	<u>548,600</u>
<u>57</u>	<u>403,000</u>	<u>478,400</u>	<u>534,600</u>	<u>57</u>	<u>416,100</u>	<u>492,100</u>	<u>549,400</u>
<u>58</u>	<u>403,400</u>	<u>479,000</u>	<u>535,500</u>	<u>58</u>	<u>416,500</u>	<u>492,700</u>	<u>550,200</u>
<u>59</u>	<u>403,800</u>	<u>479,700</u>	<u>536,400</u>	<u>59</u>	<u>416,800</u>	<u>493,300</u>	<u>551,000</u>
<u>60</u>	<u>404,200</u>	<u>480,400</u>	<u>537,100</u>	<u>60</u>	<u>417,200</u>	<u>494,000</u>	<u>551,700</u>
<u>61</u>	<u>404,600</u>	<u>480,800</u>	<u>537,900</u>	<u>61</u>	<u>417,600</u>	<u>494,400</u>	<u>552,500</u>
<u>62</u>	<u>405,000</u>	<u>481,400</u>	<u>538,800</u>	<u>62</u>	<u>417,900</u>	<u>495,000</u>	<u>553,400</u>
<u>63</u>	<u>405,400</u>	<u>482,100</u>	<u>539,700</u>	<u>63</u>	<u>418,200</u>	<u>495,700</u>	<u>554,300</u>
<u>64</u>	<u>405,800</u>	<u>482,800</u>	<u>540,600</u>	<u>64</u>	<u>418,500</u>	<u>496,400</u>	<u>555,200</u>
<u>65</u>	<u>406,100</u>	<u>483,200</u>	<u>541,400</u>	<u>65</u>	<u>418,800</u>	<u>496,800</u>	<u>556,000</u>
<u>66</u>		<u>483,800</u>	<u>542,300</u>	<u>66</u>		<u>497,400</u>	<u>556,900</u>
<u>67</u>		<u>484,400</u>	<u>543,200</u>	<u>67</u>		<u>498,000</u>	<u>557,800</u>
<u>68</u>		<u>484,900</u>	<u>544,100</u>	<u>68</u>		<u>498,500</u>	<u>558,700</u>
<u>69</u>		<u>485,400</u>	<u>544,900</u>	<u>69</u>		<u>499,000</u>	<u>559,500</u>
<u>70</u>		<u>485,900</u>	<u>545,800</u>	<u>70</u>		<u>499,500</u>	<u>560,400</u>
<u>71</u>		<u>486,400</u>	<u>546,700</u>	<u>71</u>		<u>500,000</u>	<u>561,300</u>
<u>72</u>		<u>486,900</u>	<u>547,600</u>	<u>72</u>		<u>500,500</u>	<u>562,200</u>
<u>73</u>		<u>487,300</u>	<u>548,400</u>	<u>73</u>		<u>500,900</u>	<u>563,000</u>
<u>74</u>		<u>487,800</u>		<u>74</u>		<u>501,400</u>	

	<u>75</u>		<u>488,200</u>		<u>75</u>		<u>501,800</u>
	<u>76</u>		<u>488,700</u>		<u>76</u>		<u>502,200</u>
	<u>77</u>		<u>489,200</u>		<u>77</u>		<u>502,700</u>
	<u>78</u>		<u>489,800</u>		<u>78</u>		<u>503,300</u>
	<u>79</u>		<u>490,400</u>		<u>79</u>		<u>503,800</u>
	<u>80</u>		<u>490,800</u>		<u>80</u>		<u>504,200</u>
	<u>81</u>		<u>491,300</u>		<u>81</u>		<u>504,700</u>
	<u>82</u>		<u>491,900</u>		<u>82</u>		<u>505,300</u>
	<u>83</u>		<u>492,500</u>		<u>83</u>		<u>505,900</u>
	<u>84</u>		<u>493,000</u>		<u>84</u>		<u>506,400</u>
	<u>85</u>		<u>493,500</u>		<u>85</u>		<u>506,900</u>
	<u>86</u>				<u>86</u>		
	<u>87</u>				<u>87</u>		
	<u>88</u>				<u>88</u>		
	<u>89</u>				<u>89</u>		
	<u>90</u>				<u>90</u>		
	<u>91</u>				<u>91</u>		
	<u>92</u>				<u>92</u>		
	<u>93</u>				<u>93</u>		
	<u>94</u>				<u>94</u>		
	<u>95</u>				<u>95</u>		
	<u>96</u>				<u>96</u>		
	<u>97</u>				<u>97</u>		
備考 この表は療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。				備考 この表は療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。			

看護職給料表新旧対照表

現行					改正案				
別表第3(第7条関係) 看護職給料表					別表第3(第7条関係) 看護職給料表				
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額		号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職 員以外の職員		円	円	円	定年前再任用 短時間勤務職 員以外の職員		円	円	円
	1	207,700	240,600	319,300		1	221,700	254,700	330,800
	2	209,600	242,800	320,300		2	223,600	256,800	331,800
	3	211,400	245,000	321,300		3	225,400	259,000	332,800
	4	213,100	247,200	322,300		4	227,100	261,200	333,700
	5	214,800	249,400	323,300		5	228,800	263,400	334,700
	6	216,700	250,400	324,500		6	230,700	264,400	335,900
	7	218,500	251,300	325,700		7	232,500	265,200	337,100
	8	220,200	252,200	326,900		8	234,200	266,100	338,300
	9	221,900	253,100	328,000		9	235,900	266,900	339,200
	10	223,900	254,300	329,200		10	237,800	268,000	340,400
	11	225,800	255,400	330,300		11	239,700	269,100	341,500
	12	227,700	256,300	331,400		12	241,600	270,000	342,600
	13	229,600	257,100	332,500		13	243,400	270,800	343,600
	14	231,600	257,800	333,700		14	245,400	271,500	344,700
	15	233,600	258,500	334,800		15	247,400	272,200	345,800
	16	235,600	259,400	335,900		16	249,400	273,000	346,900
	17	240,600	260,500	337,000		17	254,700	274,100	348,000
	18	242,800	261,600	338,200		18	256,800	275,000	349,100
	19	245,000	262,700	339,300		19	259,000	275,900	350,200
	20	247,200	263,800	340,400		20	261,200	276,800	351,300
	21	249,400	264,900	341,500		21	263,400	277,800	352,400
	22	250,400	266,000	342,700		22	264,400	278,800	353,600
	23	251,300	267,100	343,800		23	265,200	279,700	354,700
	24	252,200	268,200	344,900		24	266,100	280,700	355,800
	25	253,100	269,200	346,000		25	266,900	281,500	356,800
	26	254,300	270,300	347,300		26	268,000	282,400	358,100
	27	255,400	271,400	348,600		27	269,100	283,300	359,400
	28	256,300	272,400	349,900		28	270,000	284,200	360,700
	29	257,100	273,400	351,100		29	270,800	285,200	361,900
	30	257,800	274,100	352,600		30	271,500	285,900	363,400
	31	258,500	274,800	354,100		31	272,200	286,600	364,900
	32	259,400	275,500	355,600		32	273,000	287,300	366,400
33	260,500	276,200	356,800	33	274,100	287,900	367,600		

34	261,600	276,800	358,300	34	275,000	288,500	369,100
35	262,700	277,300	359,700	35	275,900	289,000	370,500
36	263,800	277,800	361,100	36	276,800	289,400	371,900
37	264,900	284,800	362,500	37	277,800	296,800	373,300
38	266,000	285,300	363,500	38	278,800	297,200	374,300
39	267,100	285,800	364,900	39	279,700	297,600	375,700
40	268,200	286,300	366,200	40	280,700	298,100	377,000
41	269,200	286,800	367,500	41	281,500	298,600	378,300
42	270,300	287,300	368,900	42	282,400	299,100	379,700
43	271,400	287,800	370,200	43	283,300	299,500	381,000
44	272,400	288,300	371,500	44	284,200	300,000	382,300
45	273,400	288,800	373,000	45	285,200	300,400	383,800
46	274,100	289,300	374,200	46	285,900	307,300	385,000
47	274,800	295,200	375,300	47	286,600	307,800	386,100
48	275,500	295,800	376,500	48	287,300	308,300	387,300
49	276,200	296,400	377,600	49	287,900	308,800	388,400
50	276,800	296,900	378,500	50	288,500	309,300	389,300
51	277,300	297,400	379,500	51	289,000	309,800	390,300
52	277,800	298,000	380,400	52	289,400	310,400	391,200
53	283,800	298,600	381,000	53	295,800	310,800	391,800
54	284,300	299,100	381,800	54	296,300	311,300	392,600
55	284,800	299,600	382,600	55	296,800	311,800	393,400
56	285,300	300,200	383,400	56	297,200	312,400	394,200
57	285,800	300,800	384,100	57	297,600	312,900	394,900
58	286,300	301,300	384,800	58	298,100	313,300	395,600
59	286,800	301,800	385,500	59	298,600	313,900	396,300
60	287,300	302,500	386,100	60	299,100	314,600	396,900
61	294,200	303,200	386,700	61	307,300	315,200	397,500
62	294,700	303,900	387,300	62	307,800	315,800	398,100
63	295,200	304,600	388,000	63	308,300	316,700	398,800
64	295,800	305,500	388,600	64	308,800	317,500	399,400
65	296,400	306,400	389,300	65	309,300	318,400	400,100
66	296,900	307,300	389,800	66	309,800	319,200	400,600
67	297,400	308,100	390,400	67	310,400	320,100	401,200
68	298,000	309,000	390,900	68	310,800	321,000	401,700
69	298,600	309,900	391,300	69	311,300	321,800	402,100
70	299,100	310,800	391,900	70	311,800	322,600	402,700
71	299,600	311,600	392,400	71	312,400	323,400	403,100
72	300,200	312,500	392,700	72	312,900	324,300	403,400
73	300,800	313,400	393,000	73	313,300	325,200	403,700
74	301,300	314,300	393,500	74	313,900	325,900	404,200

<u>75</u>	<u>301,800</u>	<u>315,100</u>	<u>393,900</u>
<u>76</u>	<u>302,500</u>	<u>316,200</u>	<u>394,200</u>
<u>77</u>	<u>303,200</u>	<u>317,300</u>	<u>394,500</u>
<u>78</u>	<u>303,900</u>	<u>318,400</u>	<u>395,000</u>
<u>79</u>	<u>304,600</u>	<u>319,500</u>	<u>395,500</u>
<u>80</u>	<u>305,500</u>	<u>320,600</u>	<u>395,900</u>
<u>81</u>	<u>306,400</u>	<u>321,700</u>	<u>396,200</u>
<u>82</u>	<u>307,300</u>	<u>322,800</u>	<u>396,600</u>
<u>83</u>	<u>308,100</u>	<u>323,900</u>	<u>397,100</u>
<u>84</u>	<u>309,000</u>	<u>325,100</u>	<u>397,500</u>
<u>85</u>	<u>309,900</u>	<u>326,200</u>	<u>397,900</u>
<u>86</u>	<u>310,800</u>	<u>327,300</u>	<u>398,300</u>
<u>87</u>	<u>311,600</u>	<u>328,100</u>	<u>398,700</u>
<u>88</u>	<u>312,500</u>	<u>329,200</u>	<u>399,100</u>
<u>89</u>	<u>313,400</u>	<u>330,300</u>	<u>399,500</u>
<u>90</u>	<u>314,300</u>	<u>331,300</u>	<u>399,900</u>
<u>91</u>	<u>315,100</u>	<u>332,300</u>	<u>400,300</u>
<u>92</u>	<u>316,200</u>	<u>333,300</u>	<u>400,700</u>
<u>93</u>	<u>317,300</u>	<u>334,300</u>	<u>401,100</u>
<u>94</u>	<u>318,400</u>	<u>335,300</u>	<u>401,500</u>
<u>95</u>	<u>319,500</u>	<u>336,500</u>	<u>401,900</u>
<u>96</u>	<u>320,600</u>	<u>337,800</u>	<u>402,300</u>
<u>97</u>	<u>321,700</u>	<u>339,000</u>	<u>402,700</u>
<u>98</u>	<u>322,800</u>	<u>340,200</u>	
<u>99</u>	<u>323,900</u>	<u>341,100</u>	
<u>100</u>	<u>325,100</u>	<u>342,300</u>	
<u>101</u>	<u>326,200</u>	<u>343,400</u>	
<u>102</u>	<u>327,300</u>	<u>344,700</u>	
<u>103</u>	<u>328,100</u>	<u>345,700</u>	
<u>104</u>	<u>329,200</u>	<u>346,600</u>	
<u>105</u>	<u>330,300</u>	<u>347,700</u>	
<u>106</u>	<u>331,300</u>	<u>348,900</u>	
<u>107</u>	<u>332,300</u>	<u>350,000</u>	
<u>108</u>	<u>333,300</u>	<u>351,200</u>	
<u>109</u>	<u>334,300</u>	<u>352,400</u>	
<u>110</u>	<u>335,300</u>	<u>353,400</u>	
<u>111</u>	<u>336,500</u>	<u>354,400</u>	
<u>112</u>	<u>337,800</u>	<u>355,400</u>	
<u>113</u>	<u>339,000</u>	<u>356,500</u>	
<u>114</u>	<u>340,200</u>	<u>357,600</u>	
<u>115</u>	<u>341,100</u>	<u>358,400</u>	

<u>75</u>	<u>314,600</u>	<u>327,000</u>	<u>404,600</u>
<u>76</u>	<u>315,200</u>	<u>328,100</u>	<u>404,900</u>
<u>77</u>	<u>315,800</u>	<u>329,100</u>	<u>405,200</u>
<u>78</u>	<u>316,700</u>	<u>330,200</u>	<u>405,700</u>
<u>79</u>	<u>317,500</u>	<u>331,200</u>	<u>406,200</u>
<u>80</u>	<u>318,400</u>	<u>332,300</u>	<u>406,600</u>
<u>81</u>	<u>319,200</u>	<u>333,400</u>	<u>406,900</u>
<u>82</u>	<u>320,100</u>	<u>334,500</u>	<u>407,300</u>
<u>83</u>	<u>321,000</u>	<u>335,600</u>	<u>407,800</u>
<u>84</u>	<u>321,800</u>	<u>336,700</u>	<u>408,200</u>
<u>85</u>	<u>322,600</u>	<u>337,800</u>	<u>408,600</u>
<u>86</u>	<u>323,400</u>	<u>338,600</u>	<u>409,000</u>
<u>87</u>	<u>324,300</u>	<u>339,700</u>	<u>409,400</u>
<u>88</u>	<u>325,200</u>	<u>340,800</u>	<u>409,800</u>
<u>89</u>	<u>325,900</u>	<u>341,800</u>	<u>410,200</u>
<u>90</u>	<u>327,000</u>	<u>342,700</u>	<u>410,600</u>
<u>91</u>	<u>328,100</u>	<u>343,600</u>	<u>411,000</u>
<u>92</u>	<u>329,100</u>	<u>344,600</u>	<u>411,400</u>
<u>93</u>	<u>330,200</u>	<u>345,600</u>	<u>411,800</u>
<u>94</u>	<u>331,200</u>	<u>346,800</u>	<u>412,200</u>
<u>95</u>	<u>332,300</u>	<u>348,100</u>	<u>412,600</u>
<u>96</u>	<u>333,400</u>	<u>349,300</u>	<u>413,000</u>
<u>97</u>	<u>334,500</u>	<u>350,500</u>	<u>413,400</u>
<u>98</u>	<u>335,600</u>	<u>351,400</u>	
<u>99</u>	<u>336,700</u>	<u>352,600</u>	
<u>100</u>	<u>337,800</u>	<u>353,700</u>	
<u>101</u>	<u>338,600</u>	<u>355,000</u>	
<u>102</u>	<u>339,700</u>	<u>356,000</u>	
<u>103</u>	<u>340,800</u>	<u>356,900</u>	
<u>104</u>	<u>341,800</u>	<u>358,000</u>	
<u>105</u>	<u>342,700</u>	<u>359,200</u>	
<u>106</u>	<u>343,600</u>	<u>360,300</u>	
<u>107</u>	<u>344,600</u>	<u>361,500</u>	
<u>108</u>	<u>345,600</u>	<u>362,700</u>	
<u>109</u>	<u>346,800</u>	<u>363,700</u>	
<u>110</u>	<u>348,100</u>	<u>364,700</u>	
<u>111</u>	<u>349,300</u>	<u>365,700</u>	
<u>112</u>	<u>350,500</u>	<u>366,800</u>	
<u>113</u>	<u>351,400</u>	<u>367,900</u>	
<u>114</u>	<u>352,600</u>	<u>368,700</u>	
<u>115</u>	<u>353,700</u>	<u>369,800</u>	

<u>116</u>	<u>342,300</u>	<u>359,500</u>	<u>116</u>	<u>355,000</u>	<u>370,900</u>
<u>117</u>	<u>343,400</u>	<u>360,600</u>	<u>117</u>	<u>356,000</u>	<u>371,900</u>
<u>118</u>	<u>344,700</u>	<u>361,600</u>	<u>118</u>	<u>356,900</u>	<u>372,600</u>
<u>119</u>	<u>345,700</u>	<u>362,300</u>	<u>119</u>	<u>358,000</u>	<u>373,400</u>
<u>120</u>	<u>346,600</u>	<u>363,100</u>	<u>120</u>	<u>359,200</u>	<u>374,200</u>
<u>121</u>	<u>347,700</u>	<u>363,900</u>	<u>121</u>	<u>360,300</u>	<u>374,900</u>
<u>122</u>	<u>348,900</u>	<u>364,600</u>	<u>122</u>	<u>361,500</u>	<u>375,500</u>
<u>123</u>	<u>350,000</u>	<u>365,200</u>	<u>123</u>	<u>362,700</u>	<u>376,000</u>
<u>124</u>	<u>351,200</u>	<u>365,700</u>	<u>124</u>	<u>363,700</u>	<u>376,500</u>
<u>125</u>	<u>352,400</u>	<u>366,200</u>	<u>125</u>	<u>364,700</u>	<u>377,000</u>
<u>126</u>	<u>353,400</u>	<u>366,700</u>	<u>126</u>	<u>365,700</u>	<u>377,600</u>
<u>127</u>	<u>354,400</u>	<u>367,300</u>	<u>127</u>	<u>366,800</u>	<u>378,100</u>
<u>128</u>	<u>355,400</u>	<u>367,800</u>	<u>128</u>	<u>367,900</u>	<u>378,600</u>
<u>129</u>	<u>356,500</u>	<u>368,300</u>	<u>129</u>	<u>368,700</u>	<u>379,100</u>
<u>130</u>	<u>357,600</u>	<u>368,800</u>	<u>130</u>	<u>369,800</u>	<u>379,500</u>
<u>131</u>	<u>358,400</u>	<u>369,200</u>	<u>131</u>	<u>370,900</u>	<u>379,900</u>
<u>132</u>	<u>359,500</u>	<u>369,600</u>	<u>132</u>	<u>371,900</u>	<u>380,500</u>
<u>133</u>	<u>360,600</u>	<u>370,200</u>	<u>133</u>	<u>372,600</u>	<u>381,000</u>
<u>134</u>		<u>370,700</u>	<u>134</u>		<u>381,300</u>
<u>135</u>		<u>371,000</u>	<u>135</u>		<u>381,800</u>
<u>136</u>		<u>371,500</u>	<u>136</u>		<u>382,100</u>
<u>137</u>		<u>371,900</u>	<u>137</u>		<u>382,400</u>
<u>138</u>		<u>372,200</u>	<u>138</u>		<u>383,000</u>
<u>139</u>		<u>372,800</u>	<u>139</u>		<u>383,500</u>
<u>140</u>		<u>373,300</u>	<u>140</u>		<u>384,000</u>
<u>141</u>		<u>373,800</u>	<u>141</u>		<u>384,500</u>
<u>142</u>		<u>374,300</u>	<u>142</u>		<u>385,100</u>
<u>143</u>		<u>374,900</u>	<u>143</u>		<u>385,600</u>
<u>144</u>		<u>375,400</u>	<u>144</u>		<u>386,100</u>
<u>145</u>		<u>375,900</u>	<u>145</u>		<u>386,500</u>
<u>146</u>		<u>376,300</u>	<u>146</u>		<u>387,100</u>
<u>147</u>		<u>376,900</u>	<u>147</u>		<u>387,600</u>
<u>148</u>		<u>377,400</u>	<u>148</u>		<u>388,100</u>
<u>149</u>		<u>377,900</u>	<u>149</u>		<u>388,600</u>
<u>150</u>		<u>378,400</u>	<u>150</u>		<u>389,200</u>
<u>151</u>		<u>379,000</u>	<u>151</u>		<u>389,600</u>
<u>152</u>		<u>379,400</u>	<u>152</u>		<u>390,100</u>
<u>153</u>		<u>379,900</u>	<u>153</u>		<u>390,600</u>
<u>154</u>		<u>380,400</u>	<u>154</u>		<u>391,200</u>
<u>155</u>		<u>381,000</u>	<u>155</u>		<u>391,800</u>
<u>156</u>		<u>381,600</u>	<u>156</u>		<u>392,400</u>

	157		382,200
	158		382,800
	159		383,400
	160		384,000
	161		384,600
	162		385,200
	163		385,800
	164		386,400
	165		387,000
定年前再任用 短時間勤務職 員	基準給料月額		円 239,700

備考 この表は療養所、診療所等に勤務する看護師長、助産師、看護師に適用する。

	157		393,000
	158		393,600
	159		394,200
	160		394,800
	161		395,400
	162		396,000
	163		396,600
	164		397,200
	165		397,800
定年前再任用 短時間勤務職 員	基準給料月額		円 248,800

備考 この表は療養所、診療所等に勤務する看護師長、助産師、看護師に適用する。

丹波篠山市職員の給与に関する条例新旧対照表（第2条関係）

現行	改正案
<p>(通勤手当)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項において「運賃等相当額」という。）</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 <u>次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（第17条の3第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。）にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</u></p> <p>ア <u>自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道2キロメートル以上3キロメートル未満である職員 2,500円</u></p> <p>イ <u>使用距離が片道3キロメートル以上4キロメートル未満である職員 3,400円</u></p> <p>ウ <u>使用距離が片道4キロメートル以上5キロメートル未満であ</u></p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び第4項において「運賃等相当額」という。）</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、<u>66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額（第17条の3第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。）にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

<u>る職員 4, 300円</u>	
<u>エ 使用距離が片道5キロメートル以上7キロメートル未満である職員 5, 200円</u>	(削除)
<u>オ 使用距離が片道7キロメートル以上10キロメートル未満である職員 6, 600円</u>	(削除)
<u>カ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 8, 200円</u>	(削除)
<u>キ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10, 400円</u>	(削除)
<u>ク 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 13, 500円</u>	(削除)
<u>ケ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 16, 600円</u>	(削除)
<u>コ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 19, 700円</u>	(削除)
<u>サ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 22, 800円</u>	(削除)
<u>シ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 25, 900円</u>	(削除)
<u>ス 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 29, 100円</u>	(削除)
<u>セ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 32, 300円</u>	(削除)

ソ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 35,500円

タ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38,700円

(3) (略)

3 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

(削除)

(削除)

(3) (略)

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第7項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第1号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た

4 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間）に係る最初の月の規則で定める日に支給する。

5 （略）

6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

7 （略）

（期末手当）

第27条 （略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の125を、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) （略）

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。

額とする。

5 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間）に係る最初の月（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあつては、その翌月）の規則で定める日に支給する。

6 （略）

7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

8 （略）

（期末手当）

第27条 （略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) （略）

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは、「100分の71.25」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第28条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第9項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の105を、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の50を、12月に支給する場合には100分の52.5を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

4～6 (略)

(勤勉手当)

第28条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第9項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

丹波篠山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第3条関係）

現行	改正案																												
(特定任期付職員の給与に関する特例)	(特定任期付職員の給与に関する特例)																												
第7条 特定任期付職員には、次の給料表を適用する。	第7条 特定任期付職員には、次の給料表を適用する。																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">392,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">440,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">492,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">555,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;">634,000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	392,000	2	440,000	3	492,000	4	555,000	5	634,000	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">405,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">455,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">508,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">574,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;">655,000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	405,000	2	455,000	3	508,000	4	574,000	5	655,000
号給	給料月額																												
	円																												
1	392,000																												
2	440,000																												
3	492,000																												
4	555,000																												
5	634,000																												
号給	給料月額																												
	円																												
1	405,000																												
2	455,000																												
3	508,000																												
4	574,000																												
5	655,000																												
2～5 (略)	2～5 (略)																												
(給与条例の適用除外等)	(給与条例の適用除外等)																												
第9条 (略)	第9条 (略)																												
2 特定任期付職員に対する給与条例第3条第1項、第25条の2第1項、第26条、第27条第2項、同条第5項及び第28条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び丹波篠山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年篠山市条例第26号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、給与条例第25条の2第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定に	2 特定任期付職員に対する給与条例第3条第1項、第25条の2第1項、第26条、第27条第2項、同条第5項及び第28条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び丹波篠山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年篠山市条例第26号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、給与条例第25条の2第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定に																												

より任期を定めて採用された職員」と、給与条例第26条中「規定する職にある職員」とあるのは「規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第27条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第28条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と、同条第5項中「もの」とあるのは「もの及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員」とする。

3・4 (略)

より任期を定めて採用された職員」と、給与条例第26条中「規定する職にある職員」とあるのは「規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第27条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、給与条例第28条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」と、同条第5項中「もの」とあるのは「もの及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員」とする。

3・4 (略)

丹波篠山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第4条関係）

現行	改正案
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条第1項、第25条の2第1項、第26条、第27条第2項、同条第5項及び第28条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び丹波篠山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年篠山市条例第26号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、給与条例第25条の2第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第26条中「規定する職にある職員」とあるのは「規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第27条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の97.5</u>」と、給与条例第28条第2項第1号中「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の87.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の90</u>」と、同条第5項中「もの」とあるのは「もの及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員」とする。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条第1項、第25条の2第1項、第26条、第27条第2項、同条第5項及び第28条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び丹波篠山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年篠山市条例第26号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、給与条例第25条の2第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第26条中「規定する職にある職員」とあるのは「規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第27条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の96.25</u>」と、給与条例第28条第2項第1号中「<u>100分の106.25</u>」とあるのは「<u>100分の88.75</u>」と、同条第5項中「もの」とあるのは「もの及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員」とする。</p> <p>3・4 (略)</p>

丹波篠山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表（第5条関係）

現行			改正案		
別表第1(第3条関係) 行政職給料表			別表第1(第3条関係) 行政職給料表		
職務の級	1級	2級	職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額	号給	給料月額	給料月額
	円	円		円	円
1	183,500	230,000	1	195,800	242,000
2	184,600	231,500	2	196,900	243,300
3	185,800	233,000	3	198,100	244,700
4	186,900	234,500	4	199,200	246,100
5	188,000	236,000	5	200,300	247,500
6	189,700	237,500	6	202,000	248,900
7	191,300	239,000	7	203,600	250,300
8	192,900	240,500	8	205,200	251,700
9	194,500	242,000	9	206,700	253,100
10	196,200	243,400	10	208,400	254,300
11	197,800	244,800	11	210,000	255,600
12	199,400	246,200	12	211,600	256,900
13	201,000	247,400	13	213,100	258,100
14	202,700	248,600	14	214,800	259,300
15	204,400	249,800	15	216,500	260,500
16	206,100	251,000	16	218,200	261,700
17	207,400	252,100	17	219,400	262,800
18	209,000	253,200	18	221,000	263,900
19	210,600	254,300	19	222,600	265,000
20	212,100	255,400	20	224,100	266,100
21	213,600	256,400	21	225,600	267,000
22	215,200	257,400	22	227,200	268,000
23	216,800	258,400	23	228,800	269,000
24	218,400	259,400	24	230,400	270,000
25	220,000	260,400	25	232,000	271,000
26	221,700	261,300	26	233,700	271,900
27	223,000	262,200	27	235,000	272,700

<u>28</u>	<u>224,300</u>
<u>29</u>	<u>225,600</u>
<u>30</u>	<u>226,700</u>
<u>31</u>	<u>227,800</u>
<u>32</u>	<u>228,900</u>
<u>33</u>	<u>230,000</u>
<u>34</u>	<u>231,100</u>
<u>35</u>	<u>232,200</u>
<u>36</u>	<u>233,300</u>
<u>37</u>	<u>234,400</u>
<u>38</u>	<u>235,400</u>
<u>39</u>	<u>236,400</u>
<u>40</u>	<u>237,300</u>
<u>41</u>	<u>238,200</u>
<u>42</u>	<u>239,100</u>
<u>43</u>	<u>239,900</u>
<u>44</u>	<u>240,700</u>
<u>45</u>	<u>241,400</u>
<u>46</u>	<u>242,000</u>
<u>47</u>	<u>242,600</u>
<u>48</u>	<u>243,200</u>
<u>49</u>	<u>243,800</u>
<u>50</u>	<u>244,400</u>
<u>51</u>	<u>245,000</u>
<u>52</u>	<u>245,500</u>
<u>53</u>	<u>246,000</u>
<u>54</u>	<u>246,400</u>
<u>55</u>	<u>246,700</u>
<u>56</u>	<u>247,000</u>
<u>57</u>	<u>247,300</u>
<u>58</u>	<u>247,600</u>
<u>59</u>	<u>247,900</u>
<u>60</u>	<u>248,200</u>
<u>61</u>	<u>248,500</u>
<u>62</u>	<u>248,800</u>
<u>63</u>	<u>249,100</u>

<u>263,100</u>
<u>263,900</u>
<u>264,700</u>
<u>265,500</u>
<u>266,300</u>
<u>267,000</u>
<u>267,800</u>
<u>268,600</u>
<u>269,300</u>
<u>270,000</u>
<u>270,800</u>
<u>271,600</u>
<u>272,300</u>
<u>273,000</u>
<u>273,800</u>
<u>274,600</u>
<u>275,300</u>
<u>276,000</u>
<u>276,700</u>
<u>277,400</u>
<u>278,100</u>
<u>278,800</u>
<u>279,500</u>
<u>280,200</u>
<u>280,900</u>
<u>281,500</u>
<u>282,200</u>
<u>282,800</u>
<u>283,500</u>
<u>284,100</u>
<u>284,800</u>
<u>285,400</u>
<u>286,100</u>
<u>286,700</u>
<u>287,400</u>
<u>288,000</u>

<u>28</u>
<u>29</u>
<u>30</u>
<u>31</u>
<u>32</u>
<u>33</u>
<u>34</u>
<u>35</u>
<u>36</u>
<u>37</u>
<u>38</u>
<u>39</u>
<u>40</u>
<u>41</u>
<u>42</u>
<u>43</u>
<u>44</u>
<u>45</u>
<u>46</u>
<u>47</u>
<u>48</u>
<u>49</u>
<u>50</u>
<u>51</u>
<u>52</u>
<u>53</u>
<u>54</u>
<u>55</u>
<u>56</u>
<u>57</u>
<u>58</u>
<u>59</u>
<u>60</u>
<u>61</u>
<u>62</u>
<u>63</u>

<u>236,300</u>	<u>273,600</u>
<u>237,600</u>	<u>274,400</u>
<u>238,700</u>	<u>275,200</u>
<u>239,800</u>	<u>276,000</u>
<u>240,900</u>	<u>276,700</u>
<u>242,000</u>	<u>277,400</u>
<u>242,900</u>	<u>278,200</u>
<u>243,800</u>	<u>279,000</u>
<u>244,800</u>	<u>279,600</u>
<u>245,800</u>	<u>280,300</u>
<u>246,700</u>	<u>281,100</u>
<u>247,600</u>	<u>281,800</u>
<u>248,400</u>	<u>282,500</u>
<u>249,200</u>	<u>283,200</u>
<u>249,900</u>	<u>283,900</u>
<u>250,500</u>	<u>284,600</u>
<u>251,100</u>	<u>285,300</u>
<u>251,800</u>	<u>286,000</u>
<u>252,400</u>	<u>286,600</u>
<u>253,000</u>	<u>287,300</u>
<u>253,600</u>	<u>287,900</u>
<u>254,100</u>	<u>288,600</u>
<u>254,700</u>	<u>289,200</u>
<u>255,300</u>	<u>289,900</u>
<u>255,800</u>	<u>290,600</u>
<u>256,200</u>	<u>291,100</u>
<u>256,600</u>	<u>291,700</u>
<u>256,900</u>	<u>292,300</u>
<u>257,200</u>	<u>293,000</u>
<u>257,500</u>	<u>293,600</u>
<u>257,800</u>	<u>294,200</u>
<u>258,100</u>	<u>294,800</u>
<u>258,400</u>	<u>295,500</u>
<u>258,700</u>	<u>296,100</u>
<u>259,000</u>	<u>296,700</u>
<u>259,300</u>	<u>297,200</u>

<u>64</u>	<u>249,400</u>	<u>288,500</u>	<u>64</u>	<u>259,600</u>	<u>297,700</u>
<u>65</u>	<u>249,700</u>	<u>289,000</u>	<u>65</u>	<u>259,900</u>	<u>298,200</u>
<u>66</u>	<u>250,000</u>	<u>289,600</u>	<u>66</u>	<u>260,200</u>	<u>298,800</u>
<u>67</u>	<u>250,300</u>	<u>290,100</u>	<u>67</u>	<u>260,500</u>	<u>299,300</u>
<u>68</u>	<u>250,600</u>	<u>290,700</u>	<u>68</u>	<u>260,800</u>	<u>299,900</u>
<u>69</u>	<u>250,900</u>	<u>291,200</u>	<u>69</u>	<u>261,100</u>	<u>300,300</u>
<u>70</u>	<u>251,200</u>	<u>291,700</u>	<u>70</u>	<u>261,400</u>	<u>300,800</u>
<u>71</u>	<u>251,500</u>	<u>292,300</u>	<u>71</u>	<u>261,700</u>	<u>301,300</u>
<u>72</u>	<u>251,800</u>	<u>292,900</u>	<u>72</u>	<u>262,000</u>	<u>301,900</u>
<u>73</u>	<u>252,100</u>	<u>293,400</u>	<u>73</u>	<u>262,300</u>	<u>302,400</u>
<u>74</u>	<u>252,400</u>	<u>293,900</u>	<u>74</u>	<u>262,600</u>	<u>302,800</u>
<u>75</u>	<u>252,700</u>	<u>294,300</u>	<u>75</u>	<u>262,900</u>	<u>303,100</u>
<u>76</u>	<u>253,000</u>	<u>294,600</u>	<u>76</u>	<u>263,200</u>	<u>303,400</u>
<u>77</u>	<u>253,300</u>	<u>294,800</u>	<u>77</u>	<u>263,500</u>	<u>303,600</u>
<u>78</u>	<u>253,600</u>	<u>295,100</u>	<u>78</u>	<u>263,800</u>	<u>303,900</u>
<u>79</u>	<u>253,900</u>	<u>295,300</u>	<u>79</u>	<u>264,100</u>	<u>304,100</u>
<u>80</u>	<u>254,200</u>	<u>295,600</u>	<u>80</u>	<u>264,400</u>	<u>304,400</u>
<u>81</u>	<u>254,500</u>	<u>295,800</u>	<u>81</u>	<u>264,700</u>	<u>304,600</u>
<u>82</u>	<u>254,800</u>	<u>296,000</u>	<u>82</u>	<u>265,000</u>	<u>304,800</u>
<u>83</u>	<u>255,100</u>	<u>296,300</u>	<u>83</u>	<u>265,300</u>	<u>305,100</u>
<u>84</u>	<u>255,400</u>	<u>296,500</u>	<u>84</u>	<u>265,600</u>	<u>305,300</u>
<u>85</u>	<u>255,700</u>	<u>296,800</u>	<u>85</u>	<u>265,900</u>	<u>305,600</u>
<u>86</u>	<u>256,000</u>	<u>297,100</u>	<u>86</u>	<u>266,200</u>	<u>305,800</u>
<u>87</u>	<u>256,300</u>	<u>297,400</u>	<u>87</u>	<u>266,500</u>	<u>306,100</u>
<u>88</u>	<u>256,600</u>	<u>297,700</u>	<u>88</u>	<u>266,800</u>	<u>306,400</u>
<u>89</u>	<u>256,900</u>	<u>298,000</u>	<u>89</u>	<u>267,100</u>	<u>306,700</u>
<u>90</u>	<u>257,200</u>	<u>298,300</u>	<u>90</u>	<u>267,400</u>	<u>307,000</u>
<u>91</u>	<u>257,500</u>	<u>298,600</u>	<u>91</u>	<u>267,700</u>	<u>307,300</u>
<u>92</u>	<u>257,800</u>	<u>299,000</u>	<u>92</u>	<u>268,000</u>	<u>307,600</u>
<u>93</u>	<u>258,100</u>	<u>299,200</u>	<u>93</u>	<u>268,300</u>	<u>307,800</u>

現行		改正案	
別表第2(第3条関係) 看護職給料表		別表第2(第3条関係) 看護職給料表	
職務の級	1級	職務の級	1級
号給	給料月額	号給	給料月額
	円		円
1	207,700	1	221,700
2	209,600	2	223,600
3	211,400	3	225,400
4	213,100	4	227,100
5	214,800	5	228,800
6	216,700	6	230,700
7	218,500	7	232,500
8	220,200	8	234,200
9	221,900	9	235,900
10	223,900	10	237,800
11	225,800	11	239,700
12	227,700	12	241,600
13	229,600	13	243,400
14	231,600	14	245,400
15	233,600	15	247,400
16	235,600	16	249,400
17	240,600	17	251,400
18	242,800	18	253,400
19	245,000	19	255,500
20	247,200	20	257,500
21	249,400	21	259,400
22	250,400	22	261,200
23	251,300	23	263,400
24	252,200	24	264,400
25	253,100	25	265,200
26	254,300	26	266,100
27	255,400	27	266,900

28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63

256,300
257,100
257,800
258,500
259,400
260,500
261,600
262,700
263,800
264,900
266,000
267,100
268,200
269,200
270,300
271,400
272,400
273,400
274,100
274,800
275,500
276,200
276,800
277,300
277,800
283,800
284,300
284,800
285,300
285,800
286,300
286,800
287,300
294,200
294,700
295,200

28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63

268,000
269,100
270,000
270,800
271,500
272,200
273,000
274,100
275,000
275,900
276,800
277,800
278,800
279,700
280,700
281,500
282,400
283,300
284,200
285,200
285,900
286,600
287,300
287,900
288,500
292,200
293,100
294,000
294,900
295,800
296,800
297,600
298,600
301,400
301,800
302,300

<u>64</u>	<u>295,800</u>	<u>64</u>	<u>302,700</u>
<u>65</u>	<u>296,400</u>	<u>65</u>	<u>303,200</u>
<u>66</u>	<u>296,900</u>	<u>66</u>	<u>303,600</u>
<u>67</u>	<u>297,400</u>	<u>67</u>	<u>304,100</u>
<u>68</u>	<u>298,000</u>	<u>68</u>	<u>304,500</u>
<u>69</u>	<u>298,600</u>	<u>69</u>	<u>305,000</u>
<u>70</u>	<u>299,100</u>	<u>70</u>	<u>305,600</u>

丹波篠山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表（第6条関係）

現行	改正案
<p>(旅費及び費用弁償)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第17条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、規則で定めるものを除き、同条第2項から第9項までの規定の例により、通勤に係る費用弁償を支給する。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(旅費及び費用弁償)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第17条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、規則で定めるものを除き、同条第2項から第8項までの規定の例により、通勤に係る費用弁償を支給する。</p> <p>3 (略)</p>

丹波篠山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の230を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の230、12月に支給する場合には100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>

丹波篠山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の230、12月に支給する場合には100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の232.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>

丹波篠山市基金条例新旧対照表

現行			改正案		
別表（第2条、第4条、第6条関係） 積立基金			別表（第2条、第4条、第6条関係） 積立基金		
名称 (略)	目的及び積立ての額 (略)	処分 (略)	名称 (略)	目的及び積立ての額 (略)	処分 (略)
丹波篠山市御徒士町景観整備基金	丹波篠山市篠山伝統的建造物群保存地区内御徒士町及びその周辺地域であって、教育委員会が別に定める区域の景観向上に資する整備及び助成金に充てるため、次の金額を積み立てる。 1 予算に定める額 2 基金から生ずる収入	目的を達成するために、必要な財源に充てるとき。	丹波篠山市御徒士町景観整備基金	丹波篠山市篠山伝統的建造物群保存地区内御徒士町及びその周辺地域であって、教育委員会が別に定める区域の景観向上に資する整備及び助成金に充てるため、次の金額を積み立てる。 1 予算に定める額 2 基金から生ずる収入	目的を達成するために、必要な財源に充てるとき。
丹波篠山市新型コロナウイルス等感染症対策基金	新型コロナウイルス等感染症対策に充てるため、次の金額を積み立てる。 1 予算に定める額 2 基金から生ずる収入	目的を達成するために、必要な財源に充てるとき。	(削除)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

丹波篠山市公の施設使用料条例新旧対照表

現行					改正案						
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）						
1 （略）					1 （略）						
2 体育厚生施設（学校施設除く）					2 体育厚生施設（学校施設除く）						
（単位：円）					（単位：円）						
施設の名称等		9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 22:00	備考	施設の名称等		9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 22:00	備考
丹波篠山市立 B&G海洋セン ター体育館	専用	2,100	2,800	2,800	700円/時間 片面使用は1/2	丹波篠山市立 B&G海洋セン ター体育館	専用	2,100	2,800	2,800	700円/時間 片面使用は1/2
丹波篠山市立 西紀体育館	個人	400			一人2時間以内	丹波篠山市立 西紀体育館	個人	400			一人2時間以内
丹波篠山市立 川代体育館						丹波篠山市立 川代体育館					
丹波篠山市立 今田体育館						丹波篠山市立 今田体育館					
丹波篠山市立 健康増進セン ター						丹波篠山市立 健康増進セン ター					
丹波篠山市立四季の 森運動公園グラウン ド						丹波篠山市立四季の 森運動公園グラウン ド					
丹波篠山市立城東グ ラウンド	1,500	2,000		500円/時間	丹波篠山市立城東グ ラウンド	1,500	2,000	2,000	500円/時間		
丹波篠山市立今田グ ラウンド	1,500	2,000	2,000	500円/時間	丹波篠山市立今田グ ラウンド						
丹波篠山市立城東多 目的広場	600	800		200円/時間	丹波篠山市立城東多 目的広場	600	800		200円/時間		

丹波篠山市立城東グラウンド・丹波篠山市立今田グラウンド照明設備	4基使用 2,000円/時間 6基使用 3,000円/時間	500円/時間・基	丹波篠山市立城東グラウンド・丹波篠山市立今田グラウンド照明設備	4基使用 2,000円/時間 6基使用 3,000円/時間	500円/時間・基
			丹波篠山市立四季の森運動公園グラウンド照明設備	2基使用 600円/時間	300円/時間・基
丹波篠山市立丹南テニスコート 丹波篠山市立今田テニスコート	300円/時間・面		丹波篠山市立丹南テニスコート 丹波篠山市立今田テニスコート	300円/時間・面	
丹波篠山市立今田テニスコート照明設備	200円/時間・半面		丹波篠山市立今田テニスコート照明設備	200円/時間・半面	
<p>1 利用者が市外のものの場合の使用料は、この表の金額の2倍の額とする。</p> <p>2 「市外のもの」とは、本市に居住する者、通学する者又は勤務する者若しくは本市に主たる活動拠点を有する団体以外のものをいう。</p>			<p>1 利用者が市外のものの場合の使用料は、この表の金額の2倍の額とする。</p> <p>2 「市外のもの」とは、本市に居住する者、通学する者又は勤務する者若しくは本市に主たる活動拠点を有する団体以外のものをいう。</p>		
3～5 (略)			3～5 (略)		

丹波篠山市国民健康保険税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)</p> <p>第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の7.23</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について、<u>29,304円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)</p> <p>第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の7.35</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について、<u>31,680円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険</p>

者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の2及び第22条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の2及び第22条第1項において同じ。)以外の世帯 20, 100円

(2) 特定世帯 10, 050円

(3) 特定継続世帯 15, 075円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.97を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について、12, 000円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の2 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7, 848円

(2) 特定世帯 3, 924円

者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の2及び第22条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の2及び第22条第1項において同じ。)以外の世帯 20, 340円

(2) 特定世帯 10, 170円

(3) 特定継続世帯 15, 255円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の3.01を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について、13, 020円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の2 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 8, 208円

(2) 特定世帯 4, 104円

(3) 特定継続世帯 5, 886円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.59を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について12, 696円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の2 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について6, 216円とする。

(国民健康保険税の減額)

第22条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には66万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する

(3) 特定継続世帯 6, 156円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.63を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について13, 380円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の2 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について6, 840円とする。

(国民健康保険税の減額)

第22条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には66万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する

国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 20,513円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 14,070円

（イ）特定世帯 7,035円

国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 22,176円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 14,238円

（イ）特定世帯 7,119円

(ウ) 特定継続世帯 10,553円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 8,400円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,494円

(イ) 特定世帯 2,747円

(ウ) 特定継続世帯 4,121円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 8,888円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,352円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

(ウ) 特定継続世帯 10,679円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 9,114円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,746円

(イ) 特定世帯 2,873円

(ウ) 特定継続世帯 4,310円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 9,366円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,788円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

- ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 14,652円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ定める額
 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10,050円
 (イ) 特定世帯 5,025円
 (ウ) 特定継続世帯 7,538円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 6,000円
- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ定める額
 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,924円
 (イ) 特定世帯 1,962円
 (ウ) 特定継続世帯 2,943円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 6,348円
- カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,108円
- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得

- ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 15,840円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ定める額
 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10,170円
 (イ) 特定世帯 5,085円
 (ウ) 特定継続世帯 7,628円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 6,510円
- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ定める額
 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,104円
 (イ) 特定世帯 2,052円
 (ウ) 特定継続世帯 3,078円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 6,690円
- カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,420円
- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得

金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 5,861円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,020円

（イ）特定世帯 2,010円

（ウ）特定継続世帯 3,015円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 2,400円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,570円

（イ）特定世帯 785円

金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 6,336円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,068円

（イ）特定世帯 2,034円

（ウ）特定継続世帯 3,051円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 2,604円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,642円

（イ）特定世帯 821円

(ウ) 特定継続世帯 1, 178円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 2, 540円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1, 244円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4, 396円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 7, 326円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 11, 722円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 14, 652円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の

(ウ) 特定継続世帯 1, 232円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 2, 676円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1, 368円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4, 752円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 7, 920円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 12, 672円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 15, 840円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の

被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,800円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 3,000円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4,800円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 6,000円

3 (略)

被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,953円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 3,255円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 5,208円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 6,510円

3 (略)

丹波篠山市営駐車場条例新旧対照表

現行					改正案					
別表第2（第7条関係）					別表第2（第7条関係）					
駐車場	区分		駐車料		駐車場	区分		駐車料		
丹波篠山市 三の丸西駐 車場	一時 駐車	1日を超えな い場合で、1 回当たり	普通車	平日 200円	丹波篠山市 三の丸西駐 車場	一時 駐車	通常期	1日を超えな い場合で、1 回当たり	普通車	500円
				土日祝日 400円					大型車	1,000円
		1日を超え、 以降1日ごと に	普通車	平日 200円			通常期	1日を超え、 以降1日ごと に	普通車	500円
				土日祝日 400円					大型車	1,000円
							繁忙期	1日を超えな い場合で、1 回当たり	普通車	800円
				大型車	1,300円					
				1日を超え、 以降1日ごと に	普通車	800円				
					大型車	1,300円				
	定期 駐車	1月当たり	普通車	3,000円	定期 駐車	1月当たり	普通車	3,000円		

丹波篠山市 大手前南駐 車場、丹波 篠山市大手 前北駐車 場、丹波篠 山市交響ホ ール西駐車 場、丹波篠 山市河原町 駐車場、丹 波篠山市歴 史美術館前 駐車場、丹 波篠山市役 所庁舎前駐 車場	一時 駐車	1時間未満	無料	丹波篠山市 大手前南駐 車場、丹波 篠山市大手 前北駐車 場、丹波篠 山市交響ホ ール西駐車 場、丹波篠 山市河原町 駐車場、丹 波篠山市歴 史美術館前 駐車場、丹 波篠山市役 所庁舎前駐 車場	一時 駐車	通年	1時間未満	無料
		1時間以上 2時間未満、	普通車 200円			通常期	1時間以上、 1日を超えな い場合で1日 当たり	普通車 500円
		2時間以上、 1日を超えな い場合で、1 回あたり	普通車 400円				1日を超え、 以後1日ごと に	普通車 500円
		1日を超え、 以後1日ごと に	普通車 400円			繁忙期	1時間以上、 1日を超えな い場合で1日 当たり	普通車 800円
							1日を超え、 以後1日ごと に	普通車 800円
丹波篠山市 立町駐車 場、丹波篠 山市裁判所 北駐車場、 丹波篠山市	一時 駐車	1時間未満	無料	丹波篠山市 立町駐車 場、丹波篠 山市裁判所 北駐車場、 丹波篠山市	一時 駐車	通年	1時間未満	無料
		1時間以上、 2時間未満	普通車 200円			通常期	1時間以上、 1日を超えな い場合で1日 当たり	普通車 500円

西町駐車場、丹波篠山市南新町駐車場		2時間以上、 1日を超えない場合で、1回あたり	普通車 400円
		1日を超え、 以後1日ごとに	普通車 400円
	定期駐車	1月当たり	普通車 3,000円

備考

1 この表において「土日祝日」とは、次に掲げる日をいい、「平日」とは、土日祝日以外の日をいう。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

2 この表において「普通車」とは、積載物を含め長さが5.5メートル以下のものをいい、「大型車」とは、積載物を含め長さが5.5メートルを超えるものをいう。

西町駐車場、丹波篠山市南新町駐車場		1日を超え、 以後1日ごとに	普通車 500円	
		繁忙期	1時間以上、 1日を超えない場合で1日当たり	普通車 800円
			1日を超え、 以後1日ごとに	普通車 800円
	定期駐車	1か月当たり	普通車 3,000円	

備考

(削除)

1 この表において「普通車」とは、積載物を含め長さが5.5メートル以下のものをいい、「大型車」とは、積載物を含め長さが5.5メートルを超えるものをいう。

2 この表において「通常期」及び「繁忙期」とは、次に掲げる月をいう。

(1) 通常期	1月、2月、3月、6月、7月、8月及び12月
(2) 繁忙期	4月、5月、9月、10月及び11月

丹波篠山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例新旧対照表

現行					改正案					
別表第1（第8条関係） 一般廃棄物処理手数料					別表第1（第8条関係） 一般廃棄物処理手数料					
種別	取扱区分	手数料			種別	取扱区分	手数料			
		可燃物	不燃物	資源物			可燃物	不燃物	資源物	
ごみ	収集運搬	可燃物	不燃物	資源物	ごみ	収集運搬	可燃物	不燃物	資源物	
		ごみ袋（大） 1枚につき4 5円					ごみ袋 1枚につき4 5円			ごみ袋 1枚につき4 5円
		ごみ袋（小） 1枚につき3 0円					ごみ袋（小） 1枚につき3 0円			
し尿	市が収集するもの				し尿	市が収集するもの	<u>仮設便所1基につき</u> <u>4,760円</u>		<u>工事のために一時的に設置された便所</u>	
		10リットルにつき 136円	10リットル未満の 端数が生じた場合は、				10リットルにつき 136円	10リットル未満の 端数が生じた場合は、		
	市の処理施設へ投入するもの	10リットルにつき 68円	10リットルに切り 上げ、1回の手数料に 10円未満の端数が 生じた場合は、その端 数を四捨五入して算 出する。			市の処理施設へ投入するもの	10リットルにつき 68円	10リットルに切り 上げ、1回の手数料に 10円未満の端数が 生じた場合は、その端 数を四捨五入して算 出する。		
その他	焼却及び投	家庭系	10キログラム未満		その他	焼却及び投	家庭系	10キログラム未満		

のごみ	棄するもの (市の処理 施設へ自ら 搬入する場 合に限る。)	10キログラムにつき 90円	の端数が生じた場合 は、その端数を四捨五 入する。	のごみ	棄するもの (市の処理 施設へ自ら 搬入する場 合に限る。)	10キログラムにつき 90円	の端数が生じた場合 は、その端数を四捨五 入する。
		事業系 10キログラムにつき 150円				事業系 10キログラムにつき 150円	

丹波篠山市火災予防条例新旧対照表

現行	改正案
	<p>(簡易サウナ設備)</p> <p><u>第7条の2 簡易サウナ設備(屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室(サウナ室のうちテントを活用したものをいう。)<u>又はバレル型サウナ室(サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。)</u>に設ける放熱設備であつて、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。)</u>の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p><u>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として、対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</u></p> <p><u>(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に、直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に、速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。</u></p> <p><u>2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号及び第3項</u></p>

(サウナ設備)

第7条の2 サウナ室に設ける放熱設備(以下「サウナ設備」という。)
の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) (略)

(2) サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。

(住宅における火災の予防の推進)

第29条の7 丹波篠山市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進

(2) (略)

2 (略)

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

並びに第4項を除く。)及び第5条第1項の規定を準用する。

(一般サウナ設備)

第7条の3 一般サウナ設備(簡易サウナ設備以外のサウナ設備(サウナ室に設ける放熱設備をいう。))をいう。以下同じ。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) (略)

(2) 一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、一般サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。

(住宅における火災の予防の推進)

第29条の7 丹波篠山市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、感震ブレーカーその他の物品、機械器具及び設備の普及の促進

(2) (略)

2 (略)

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(6) (略)

(7) サウナ設備 (個人の住居に設けるものを除く。)

(7)の2～(15) (略)

(1)～(6) (略)

(6)の2 簡易サウナ設備 (個人が設けるものを除く。)

(7) 一般サウナ設備 (個人の住居に設けるものを除く。)

(7)の2～(15) (略)

丹波篠山市基金条例新旧対照表

現行				改正案			
別表（第2条、第4条、第6条関係） 積立基金				別表（第2条、第4条、第6条関係） 積立基金			
名称	目的及び積立ての額	処分		名称	目的及び積立ての額	処分	
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
丹波篠山市過疎対策基金	過疎地域持続的発展特別事業に充てるため、次の金額を積み立てる。 1 予算に定める額 2 基金から生ずる収入	目的を達成するために、必要な財源に充てるとき。		丹波篠山市過疎対策基金	過疎地域持続的発展特別事業に充てるため、次の金額を積み立てる。 1 予算に定める額 2 基金から生ずる収入	目的を達成するために、必要な財源に充てるとき。	
				三宅教育文化基金	教育文化の向上を図るため、次の金額を積み立てる。 1 予算に定める額 2 基金から生ずる収入	目的を達成するために、必要な財源に充てるとき。	
附表				附表			
基金の種類	基金の額	利子の用途	用途の任にあたる者	基金の種類	基金の額	利子の用途	用途の任にあたる者
福井教育奨励基金	千円 1,000	教育奨励を図るため	教育長	福井教育奨励基金	千円 1,000	教育奨励を図るため	教育長

小谷教育基金	1,000	市民センター図書コーナー備品の充実を図るため	教育長	小谷教育基金	1,000	市民センター図書コーナー備品の充実を図るため	教育長
三宅教育文化基金	15,880	教育文化の向上を図るため	教育長	(削除)			
森口教育基金	20,000	城東小学校教育施設充実を図るため	城東小学校長	森口教育基金	20,000	城東小学校教育施設充実を図るため	城東小学校長

篠山チルドレンズミュージアムの設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行		改正案	
別表（第9条関係）		別表（第9条関係）	
1 入館料		1 入館料	
区分	基準金額（1人1日につき）	区分	基準金額（1人1日につき）
市内に住所を有する者が利用する場合	無料	市内に住所を有する者が利用する場合	無料
上記以外の者が利用する場合	700円	上記以外の者が利用する場合	1,000円
備考 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びこれらの者の介護人1人が利用する場合の入館料は、半額とする。		備考 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びこれらの者の介護人1人が利用する場合の入館料は、半額とする。	
2 特別入館料		2 特別入館料	
区分	基準金額	区分	基準金額
業として写真（広告写真を除く。）を撮影する場合	1人1日につき 1,000円	業として写真（広告写真を除く。）を撮影する場合	1人1日につき 1,400円
業として映画を撮影する場合	1日につき 100,000円	業として映画を撮影する場合	1日につき 100,000円
業として広告、宣伝その他これらに類する行為をする場合	1日につき 100,000円	業として広告、宣伝その他これらに類する行為をする場合	1日につき 100,000円
その他、市長が必要と認める場合	1日につき 100,000円以内	その他、市長が必要と認める場合	1日につき 100,000円以内
3 施設利用料		3 施設利用料	
区分	基準金額	区分	基準金額

	午前 (9:30~12:00)	午後 (13:00~16:30)	終日 (9:30~16:30)		午前 (9:30~12:00)	午後 (13:00~16:30)	終日 (9:30~16:30)	1か月
体験シアター	4,000円	5,600円	9,600円	体験シアター	4,000円	5,600円	9,600円	
地域交流室1	2,000円	2,800円	4,800円	地域交流室1	2,000円	2,800円	4,800円	
地域交流室2	2,000円	2,800円	4,800円	地域交流室2	2,000円	2,800円	4,800円	
ミュージアムレストラン	2,000円	2,800円	4,800円	ミュージアムレストラン	2,000円	2,800円	4,800円	
				多目的ルーム	1,300円	1,800円	3,100円	110,000円
特別料金 (1) 利用許可時間の延長 延長1時間につき、5割の額を徴収する。この場合延長した時間が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。 (2) 冷暖房使用料 基本料金の2割の額を加算する。				特別料金 (1) 利用許可時間の延長 延長1時間につき、5割の額を徴収する。この場合延長した時間が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。 (2) 冷暖房使用料 基本料金の2割の額を加算する。				

丹波篠山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p><u>(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)</u></p> <p>第9条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。</p> <p><u>(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)</u></p> <p>第10条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、常に自己研鑽^{きんざん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(虐待等の防止)</u></p> <p>第13条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p><u>(乳児等通園支援事業所内部の規程)</u></p> <p>第16条 <u>乳児等通園支援事業者</u>は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>乳児、幼児の区分ごとの利用定員</u></p>	<p><u>(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)</u></p> <p>第9条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。</p> <p><u>(乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等)</u></p> <p>第10条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、常に自己研鑽^{きんざん}に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(虐待等の禁止)</u></p> <p>第13条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p><u>(乳児等通園支援事業所内部の規程)</u></p> <p>第16条 <u>乳児等通園支援事業者</u>は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 利用定員</p>

(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

(8)～(11) (略)

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 (略)

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 (略)

2 (略)

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項

(8)～(11) (略)

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 (略)

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 (略)

2 (略)

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第23条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第24条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

(設備及び職員の基準の特例)

第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

丹波篠山市保育所条例新旧対照表（第1条関係）

現行	改正案
<p style="text-align: center;"><u>（保育料）</u></p> <p>第7条 <u>保育料</u>は、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）で定める額を限度として、別に規則で定める。</p> <p>2 <u>保護者は、前項に規定する保育料を納付しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">（納付期日）</p> <p>第8条 （略）</p> <p style="text-align: center;"><u>（保育料の減免）</u></p> <p>第9条 市長が特に必要と認めるときは、<u>保育料</u>を減額し、又は免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">（委任）</p> <p>第10条 （略）</p>	<p style="text-align: center;"><u>（乳児等通園支援事業の実施）</u></p> <p>第7条 <u>第3条に規定する保育所において、法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業を行うことができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（保育料及び利用料）</u></p> <p>第8条 <u>第2条の保育に係る保育料</u>は、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）で定める額を限度として、別に規則で定める。</p> <p>2 <u>前条の乳児等通園支援事業に係る利用料は、別に規則で定める。</u></p> <p>3 <u>保育所に入所した児童の保護者は第1項に規定する保育料を、乳児等通園支援事業を利用する児童の保護者は前項に規定する利用料を納付しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">（納付期日）</p> <p>第9条 （略）</p> <p>2 <u>利用料の納付期日は、利用月の翌月末日とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（保育料及び利用料の減免）</u></p> <p>第10条 市長が特に必要と認めるときは、<u>保育料及び利用料</u>を減額し、又は免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">（委任）</p> <p>第11条 （略）</p>

丹波篠山市立認定こども園条例新旧対照表（第2条関係）

現行	改正案
<p style="text-align: center;"><u>（保育料）</u></p> <p><u>第5条</u> <u>保育料</u>は、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）で定める額を限度として、別に規則で定める。</p> <p><u>2</u> <u>保護者は、前項</u>に規定する保育料を納付しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（納付期日）</p> <p><u>第6条</u> （略）</p> <p style="text-align: center;"><u>（保育料の減免）</u></p> <p><u>第7条</u> 市長が特に必要と認めたときは、<u>保育料</u>を減額し、又は免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">（委任）</p> <p><u>第8条</u> （略）</p>	<p style="text-align: center;"><u>（乳児等通園支援事業の実施）</u></p> <p><u>第5条</u> <u>第2条</u>に規定する認定こども園において、<u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項</u>に規定する乳児等通園支援事業を行うことができる。</p> <p style="text-align: center;"><u>（保育料及び利用料）</u></p> <p><u>第6条</u> <u>第3条</u>の事業に係る<u>保育料</u>は、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）で定める額を限度として、別に規則で定める。</p> <p><u>2</u> <u>前条</u>の乳児等通園支援事業に係る利用料は、別に規則で定める。</p> <p><u>3</u> <u>認定こども園に入園した者の保護者は第1項</u>に規定する保育料を、<u>乳児等通園支援事業を利用する者の保護者は前項</u>に規定する利用料を納付しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（納付期日）</p> <p><u>第7条</u> （略）</p> <p><u>2</u> <u>利用料の納付期日</u>は、<u>利用月の翌月末日</u>とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>（保育料及び利用料の減免）</u></p> <p><u>第8条</u> 市長が特に必要と認めたときは、<u>保育料及び利用料</u>を減額し、又は免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">（委任）</p> <p><u>第9条</u> （略）</p>

丹波篠山市おとわの森子育てママフィールドの設置及び管理に関する条例新旧対照表（第1条関係）

現行	改正案
<p>(委任)</p> <p>第10条 (略)</p>	<p><u>(指定管理者による管理)</u></p> <p>第10条 市長は、子育てママフィールドの設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定により指定管理者が子育てママフィールドを管理する場合の当該指定管理者が行う業務は、第3条各号に掲げる業務とする。</p> <p>3 指定管理者が子育てママフィールドを管理する場合は、第5条から第7条までの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第11条 (略)</p>

丹波篠山市おとわの森子育てママフィールドの設置及び管理に関する条例新旧対照表（第2条関係）

現行	改正案
<p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p>(原状回復)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第9条 (略)</p>	<p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 使用料を納期限までに納付しないとき。</u></p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(使用料)</u></p> <p>第8条 <u>使用者は、別表に定める使用料（消費税相当額を含む。）を納付しなければならない。</u></p> <p><u>(使用料の減免)</u></p> <p>第9条 <u>市長は、特別の理由があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p><u>(使用料の不還付)</u></p> <p>第10条 <u>既に納めた使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p>(原状回復)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第12条 (略)</p>

(指定管理者による管理)

第10条 (略)

2 (略)

3 指定管理者が子育てママフィールドを管理する場合は、第5条から第7条までの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第11条 (略)

(指定管理者による管理)

第13条 (略)

2 (略)

3 指定管理者が子育てママフィールドを管理する場合は、第5条から第7条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第9条及び第10条中「市長は、特別の理由があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、市長が定める基準に従い」と読み替えるものとする。

(委任)

第14条 (略)

別表 (第8条関係)

区分	9時～12時	13時～17時
<u>コミュニティー ルーム</u>	<u>400円</u>	<u>600円</u>
<u>グループルーム</u>		
<u>スタジオルーム</u>		

丹波篠山市立歴史美術館条例新旧対照表（第1条関係）

現行				改正案			
(入館料) 第8条 利用者は、別表に定める入館料（消費税相当額を含む。）を納付しなければならない。				(入館料) 第8条 利用者は、別表に定める入館料（消費税相当額を含む。）を納付しなければならない。 <u>ただし、特別に展示を行う場合の入館料は、1,000円の範囲内で市長が定める。</u>			
別表（第8条関係）				別表（第8条関係）			
区分	入館料（一人当たり）		備考	区分	入館料（1人当たり）		備考
	個人	団体			個人	団体	
大人	300円	250円	1 30人以上を団体とする。	大人（18歳以上）	500円	400円	1 20人以上を団体とする。
大学生 高校生	200円	150円	2 特別展の入館料は、その都度定める。	高校生以下			2 高校生以下は、18歳以上の高校生を含む。
中学生 小学生	100円	50円	3 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は保護者同伴の6歳未満の者の入館料は無料とする。	高校生以下	300円	200円	3 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びこれらの者の介護者又は保護者同伴の6歳未満の者の入館料は、無料とする。

丹波篠山市立武家屋敷安間家史料館条例新旧対照表（第2条関係）

現行			改正案			
別表（第7条関係）			別表（第7条関係）			
区分	入館料（一人当たり）	備考	入館料（1人当たり）		備考	
			個人	団体		
大人	200円	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者 保健福祉手帳の交付を受けている者又は 保護者同伴の6歳未満の者の入館料は無 料とする。	大人（18歳 以上）	500円	400円	1 20人以上を団体とする。 2 高校生以下は、18歳の高校生 等を含む。 3 身体障害者手帳、療育手帳又は 精神障害者保健福祉手帳の交付を 受けている者及びこれらの者の介 護者又は保護者同伴の6歳未満の 者の入館料は、無料とする。
大学生・高校生	100円		高校生以下	300円	200円	
中学生・小学生	50円					

丹波篠山市立青山歴史村条例新旧対照表（第3条関係）

現行				改正案			
別表（第7条関係）				別表（第7条関係）			
区分	入館料（一人につき）		備考	区分	入館料（1人当たり）		備考
	個人	団体			個人	団体	
大人	300円	250円	1 30人以上を団体とする。 2 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は保護者同伴の6歳未満の者の入館料は無料とする。	大人（18歳以上）	500円	400円	1 20人以上を団体とする。
大学生	200円	150円		高校生以下	300円	200円	
高校生							
中学生	100円	50円					
小学生							

篠山城大書院条例新旧対照表（第4条関係）

現行				改正案			
(入館料等) 第8条 大書院等の利用者は、別表に定める入館料及び使用料（消費税相当額を含む。以下「入館料等」という。）を納付しなければならない。				(入館料等) 第8条 大書院等の利用者は、別表に定める入館料及び使用料（消費税相当額を含む。以下「入館料等」という。）を納付しなければならない。 <u>ただし、特別に展示を行う場合の入館料は、1,000円の範囲内で市長が定める。</u>			
別表（第8条関係）				別表（第8条関係）			
1 入館料				1 入館料			
区分	入館料（一人当たり）		備考	区分	入館料（一人当たり）		備考
	個人	団体			個人	団体	
大人	400円	300円	1 30人以上を団体とする。	大人	500円	400円	1 20人以上を団体とする。
大学生	200円	150円	2 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は保護者同伴の6歳未満の者の入館料は無料とする。	（18歳以上）			2 高校生以下は、18歳の高校生等を含む。
高校生							3 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びこれらの介護者又は保護者同伴の6歳未満の者の入館料は、無料とする。
中学生	100円	50円		高校生以下	300円	200円	
小学生							
2 使用料				2 使用料			
区分	9:00～12:00	13:00～17:00	備考	区分	9:00～12:00	13:00～17:00	備考
孔雀の間	2,000円	2,000円		孔雀の間	2,000円	2,000円	
てまりの間	2,000円	2,000円		虎の間	5,000円	5,000円	
虎の間	5,000円	5,000円		上段の間	50,000円	50,000円	
				史跡庭園	50,000円	50,000円	

丹波篠山市立歴史美術館、丹波篠山市立武家屋敷安間家史料館、篠山城大書院及び丹波篠山市立青山歴史村の共通入館料に関する条例新旧対照表（第5条関係）

現行				改正案			
(4館共通入館料)				(共通入館料)			
第2条 4館共通入館料（消費税相当額を含む。）は、次のとおりとする。				第2条 共通入館料（消費税相当額を含む。）は、次のとおりとする。			
大人	1人	900円	保護者同伴の6歳未満の者は除く。	区分	4館共通入館料 (1人当たり)	2館共通入館料 (1人当たり)	備考
大学生、高校生	1人	500円		大人(18歳以上)	1,000円	800円	1 高校生以下は、18歳の高校生等を含む。
中学生、小学生	1人	300円		高校生以下	600円	400円	2 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びこれらの者の介護者又は保護者同伴の6歳未満の者の共通入館料は、無料とする。
2・3 (略)				2・3 (略)			
4 4館共通入館券の有効期間は、最初の入館日とその翌日のみとする。				4 共通入館券の有効期間は、最初の入館日とその翌日のみとする。			
5・6 (略)				5・6 (略)			
(旅行代理店向け観光券契約)				(旅行業者向け観光券契約)			
第3条 国土交通省及び都道府県の認可を受けた旅行代理店が支払った入館料に対して、観光券契約により送客手数料を支払うことができる。				第3条 国土交通省及び都道府県の認可を受けた旅行業者が支払った入館料に対して、観光券契約により取扱手数料を支払うことができる。			
2 前項の規定による送客手数料は、入館料に対して10分の1を旅行代理店に支払うものとする。ただし、旅行クーポン（後日精算）及び添乗員が引率しない場合は、対象としないものとする。				2 前項の規定による取扱手数料は、旅行業者が旅行業法（昭和27年法律第239号）第12条第1項の規定により定めた旅行業務の取扱いの料金の額の範囲内で旅行業者に支払うものとする。			

<p>(委託販売)</p> <p>第4条 <u>4館共通券</u>の販売については、教育委員会が適当と認めた団体に対して委託販売を行うことができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(委託販売)</p> <p>第4条 <u>共通入館券</u>の販売については、教育委員会が適当と認めた団体に対して委託販売を行うことができる。</p> <p>2 (略)</p>
---	---